

ワカバ薬局 調剤報酬算定点数一覧（令和6年6月1日施行）

当薬局でお支払いになる医療費は、下記の項目を合算して患者負担割合を掛けて計算しております。1点あたり10円です。

$$\text{調剤報酬点数} = \text{調剤技術料} + \text{薬学管理料} + \text{薬剤料} + \text{特定保険医療材料料}$$

ご不明な点は、受付窓口までご遠慮なくお問い合わせください。

《 調剤技術料 》

項 目		算定単位、上限	点数
調剤基本料 1（複数医療機関の処方箋の同時受付2回目以降は80/100）		処方箋の受付1回につき	45点
分割調剤（1）長期保存の困難性（2）後発医薬品の試用		（1）2回目以降の調剤時（2）2回目の調剤時	5点
加算	地域支援体制加算 2	処方箋の受付1回につき	40点
	連携強化加算	処方箋の受付1回につき	5点
	後発医薬品調剤体制加算 3	処方箋の受付1回につき	30点
	在宅薬学総合体制加算 2	処方箋の受付1回につき	50点
	医療 DX 推進体制整備加算	月1回限り	4点

薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬		処方箋の受付1回につき	21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤まで	190点
湯薬	1～7日分以下	1調剤につき、3調剤まで	190点
	8～28日分以下	（120点＋10点/1日分につき）	10点/日
	29日分以上		400点
注射薬		処方箋の受付1回につき	26点
外用薬		1調剤につき、3調剤まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
加算	無菌製剤処理加算（注射薬のみ）		
	中心静脈栄養法用輸液	6歳以上	69点
		6歳未満	137点
	抗悪性腫瘍剤	6歳以上	79点
		6歳未満	147点
	麻薬加算		70点
	向精神薬加算・覚せい剤原料加算・毒薬加算		8点
	自家製剤加算（内服薬、屯服薬）		※予製剤・錠剤分割は20/100
	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤（内服薬）	7日ごと	20点
	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤（屯服薬）		90点
	液剤		45点
	自家製剤加算（外用薬）		
	錠剤、トロリー剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	1調剤につき	90点
	点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤		75点
	液剤		45点
	計量混合調剤加算（内服薬、屯服薬、外用薬）		
	液剤	1調剤につき	35点
	散剤、顆粒剤		45点
	軟・硬膏剤	（予製剤は20/100）	80点
	時間外加算		100/100
	休日加算		基礎額への割増割合
	深夜加算		200/100
	夜間・休日等加算		処方箋の受付1回につき
			40点

《 薬学管理料 》

項 目		算定単位、上限	点数
調剤管理料			
① 内服薬	1～7 日分	処方箋の受付1回につき、①または② ①は1 剤につき3 剤まで	4 点
	8～14 日分		28 点
	15～28 日分		50 点
	29 日以上		60 点
	② 上記以外		4 点
加算	重複投薬・相互作用等防止加算（残薬調整以外）	処方変更が行われた場合	40 点
	重複投薬・相互作用等防止加算（残薬調整）		20 点
	調剤管理加算	初めて処方箋を持参または処方内容の変更	3 点
	医療情報取得加算 1	6 ヶ月に1 回	3 点
	医療情報取得加算 2	薬剤情報等の取得(6 ヶ月に1 回)	1 点
服薬管理指導料			
① 3 ヶ月以内に再来局・手帳の提示	処方箋の受付1 回につき	45 点	
		59 点	
		45 点	
		45 点	
		59 点	
② ①以外	13 点		
③ 特別養護老人ホーム入所者	76 点		
④ オンライン服薬指導(3 ヶ月以内)・手帳の提示			
⑤ ④以外			
かかりつけ薬剤師指導料			
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	22 点
	特定薬剤管理指導加算 1 イ	安全管理が必要な医薬品の新規処方	10 点
	特定薬剤管理指導加算 1 ロ	安全管理が必要な医薬品の変更など	5 点
	特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍薬(月1 回限り)	100 点
	特定薬剤管理指導加算 3 イ・ロ	RMP、医薬品選択の説明・指導(初回に限り)	5 点
	乳幼児服薬指導加算	6 歳未満の乳幼児の場合	12 点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	350 点
吸入薬指導加算	3 ヶ月に1 回に限り	30 点	
外来服薬支援料 1		月1 回に限り	185 点
外来服薬支援料 2		42 日分以下(7 日ごと)	34 点
		43 日以上	240 点
加算	施設連携加算	施設入所患者(月1 回に限り)	50 点
服用薬剤調整支援料 1		月1 回に限り	125 点
服用薬剤調整支援料 2		重複投薬等の解消に係る実績がある場合	110 点
		上記以外、いずれも3 ヶ月に1 回に限り	90 点
調剤後薬剤管理指導料 1・2		月1 回に限り	60 点
服薬情報等提供料 1		月1 回に限り	30 点
服薬情報等提供料 2		月1 回に限り	20 点
服薬情報等提供料 3		3 ヶ月に1 回に限り	50 点

《 薬剤料 》

項 目	算定単位、上限	点数
使用薬剤料(所定単位につき 15 円以下の場合)	調剤料の所定単位につき	1 点
〃 (所定単位につき 15 円を超える場合)	調剤料の所定単位につき	10 円又はその端数を増すごとに1 点

《 特定保険医療材料料 》

項 目	算定単位、上限	点数
特定保険医療材料料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を 10 円で除して得た点数

《 在宅患者に係る訪問薬剤管理指導 》

項 目		算定単位、上限	点数
在宅患者訪問薬剤管理指導料			
① 単一建物診療患者が1人の場合		月4回まで(がん末期患者等は週2回かつ月8回まで)保険薬剤師1人につき週40回まで	650点
② 単一建物診療患者が2～9人の場合		※在宅患者オンライン薬剤管理指導料と合算	320点
③ 単一建物診療患者が10人の場合			290点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	100点
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法の場合	250点
	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児の場合	100点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	450点
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法の場合	150点
在宅患者オンライン薬剤管理指導料		在宅患者訪問薬剤管理指導料と合算	59点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	22点
	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児の場合	12点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	350点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ①疾病の急変		患者状態の急変に伴う場合	500点
② ①以外			200点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	100点
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法の場合	250点
	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児の場合	100点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	450点
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法の場合	150点
	夜間・休日・深夜訪問加算	末期悪性腫瘍患者 夜間400点、休日600点、深夜1,000点	
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		在宅患者訪問薬剤管理指導料と合算	59点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	22点
	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児の場合	12点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	350点
在宅患者緊急時等共同指導料		患者状態の急変に伴う場合	700点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	100点
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法の場合	250点
	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児の場合	100点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	450点
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法の場合	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1(残薬調整以外)		処方変更が行われた場合	40点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料2(残薬調整)			20点
経管投薬支援料		初回に限り	100点
在宅移行初期管理料		在宅患者訪問の初回に限り	230点
退院時共同指導料		入院中1回(がん末期患者等は2回)	600点

《 介護保険における訪問薬剤管理指導 》

項 目		算定単位、上限	単位
居宅療養管理指導費			
① 単一建物診療患者が1人の場合		月4回まで	518単位
② 単一建物診療患者が2～9人の場合		(がん末期患者等は週2回かつ月8回まで)	379単位
③ 単一建物診療患者が10人の場合			342単位
④ オンライン服薬指導			46単位
加算	麻薬指導加算	麻薬を調剤した場合	100単位
	医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法(オンライン不可)	250単位
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法(オンライン不可)	150単位